

令和5年
10月から

【0歳～18歳の年度末まで】

すべての子どもの医療費を無償化します！

日野市では子育て支援の一環として、令和5年10月から、すべての高校生相当までの子どもの保険診療の自己負担分を全額助成します。

医療証											
負担者番号	8	9	1	3							
受給者番号											
氏名											
生年月日	年 月 日 生										
住所											
氏名											
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで										
<small>上記の者は、東京都〇〇区（市町村）高校生等医療費助成制度に関する条例により医療費の一部を〇〇区（市町村）が助成するものであることを証明する。</small>											
東京都〇〇区（市町村）長 〇 〇 〇 〇											
交付年月日	年 月 日										

1. 小学生以上の児童に係る所得制限を撤廃します。

変更前

変更後

申請者（主たる生計者）の所得が所得制限を超過している場合、医療証をお持ちいただけません。

すべての児童が主たる生計者の所得に関わらず医療証をお持ちいただけます。

未就学児	所得制限なし
小・中学生	所得制限あり
高校生等	



未就学児	所得制限なし
小・中学生	
高校生等	

2. 高校生等の児童の通院時の自己負担額を撤廃します。

変更前

変更後

高校生等医療費助成制度の対象者は、通院時上限200円の自己負担があります。

すべての児童が通院時自己負担なく病院にかかることができます。

未就学児	無料
小・中学生	
高校生等	(通院) 上限200円
	(調剤・訪問看護) 無料



未就学児	無料
小・中学生	
高校生等	

現在、所得制限超過などで医療証の資格をお持ちでない場合、医療証の交付を受けるために申請が必要です。
申請方法等は裏面をご確認ください。

申請について

1. 助成対象者 以下の①②どちらにも該当する方

- ① 日野市内に住所を有する児童を養育している方
- ② 児童が医療保険の加入要件に該当する方

■ 以下の場合には助成対象外となります。

- ・生活保護法による保護を受けている児童を養育する方
- ・児童福祉施設等に「措置」により入所している児童を養育する方
- ・児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う里親に委託されている児童を養育する方

2. 申請方法

以下の書類をご用意の上、
郵送もしくは窓口にて子育て課にご提出ください。

- ① 申請書（乳幼児、義務教育就学児及び高校生等医療証交付申請書兼現況届）
- ② 児童の健康保険証の写し（表面）

3. 申請受付期間

令和5年7月3日（月）から令和5年7月31日（月）

※受付期間後も申請は可能ですが、医療証の交付が遅れる可能性があります。
また、10月1日以降に申請のあった場合は、申請日からの資格となりますので
ご了承ください。

4. 医療証の交付について

申請受付期間内に申請された方へは、9月下旬に発送します。

※健康保険が東京都以外の国民健康保険の場合は、医療証の発行ができません。医療機関で保険証のみ提示し自己負担をした後、子育て課窓口で払い戻しの申請をしてください。



お問い合わせ先

日野市 子ども部 子育て課 助成係

〒191-8686 日野市神明1-12-1

TEL ☎ 042-514-8598